

議長（高木将君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

次、1番木村郁郎君の発言を許します。

〔1番 木村郁郎君登壇〕

1番（木村郁郎君） 1番木村郁郎でございます。議長よりお許しをいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

初めは、総合計画前期基本計画における目標値についてでございます。

前期基本計画は、自主性、自立性の高い財政運営の確保のための指標として、自主財源比率、経常収支比率、起債現在高の5年後の目標値が示されております。計画においては、市税及び使用料などの徴収率の向上、広告収入などによる財源確保により、自主財源比率において2.3%の改善、地方債の借入額抑制により、市債残高は36億円の減少が見込まれており、地方財政計画の圧縮に伴い地方交付税のさらなる減額が予想される中でも、施策の推進が期待されております。

そこで、前期計画における3指標のうちの1つである経常収支比率目標値を定めるに当たっての、経常的経費費目及び経常一般財源収入源の推移見込についてお伺いいたします。経常収支比率は、財政構造の弾力性をはかるための指標であり、この経常収支比率の経年変化をとらえ、改善していくことは、現代社会のめまぐるしい変化の中で、常陸太田市の財政が新しい行政需要に取り組んでいくためのしなやかさを維持するために重要であると考え、本件質問させていただきました。

次に、教育関係について4点の質問をさせていただきます。

1点目は、家庭教育の充実についてでございます。

最近の小中学生を取り巻く諸問題、諸事件を見ておりますと、子供たちだけの問題というよりも、親をも含めた家庭内での課題が山積しているがための結果であるように思われます。私は、この課題を乗り越えるためには、家庭内教育をさらに充実させることが重要であると考えておりますが、教育委員会では、現在、家庭での子供の教育の充実のために、どのような協力、指導、支援をしているのかをお伺いいたします。

2点目としては、児童生徒の生活習慣の確立についてでございます。

2月28日の茨城新聞での『「朝ごはん」「家庭で読書」で学力アップ』という見出しでの報道、文部科学省の「早寝早起き朝ごはん」国民運動、東京都の子どもの生活習慣確立プロジェクト、また、本市各小学校でも、特色ある学校づくり活動内容に、食事、睡眠など、基本的な生活習慣の確立が掲げられておりますが、本市における生活習慣を育成、向上させるための取り組みについてお伺いいたします。

さらに、3点目といたしまして、栄養教諭の配置促進についてお伺いいたします。

前問と関連いたしますが、今、食生活を取り巻く社会環境は大きく変化しており、食生活の多様化が進む中で、朝食をとらない子供の食生活の乱れが指摘されております。子供が、将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事の取り方について、正しい知

識に基づき、食をコントロールしていく食の自己管理能力や、望ましい食習慣を子供たちに身につけさせることが必要になってきております。総合計画にも、食に関する指導、学校における食育の推進に中核的な役割を担う栄養教諭の配置促進が織り込まれておりますが、促進に当たっての具体的方策をお伺いいたします。

また、公立小中学校の栄養教諭は、県費負担教職員であることから、県教育委員会の判断によって配置されるため、年間給与が栄養職員より約10万円高いなどの理由により、県内栄養職員はまだ10名ほどにとどまっている現状を踏まえた、県教育委員会への呼びかけについても、あわせてお聞かせいただければと存じます。

教育について最後の4点目は、文部科学省実施全国学力・学習状況調査についてでございます。

来月24日に、全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育の結果を検証し、改善を図ることを目的として、小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語と算数、数学のテストを実施するとのことですが、国による調査結果の公表はどのようになされるのか。また、市、学校へのテスト結果の提供はどのようになされ、市内小中学校の教育現場では、どのように生かされるのかをお伺いいたします。

子供たちの健康、学習教育の向上には、食生活や睡眠時間など生活習慣の育成が大切であり、国、県、市町村はどのような形でかかわっていけるのかを考えていくために、本件4点質問させていただきました。

最後に、防火対策として、住宅用防災警報器設置についてお伺いいたします。

消防法の改正に伴って、すべての戸建て住宅や共同住宅に、住宅用防災警報器の設置が義務づけられました。義務化や設置方法の周知について、また、法改正に便乗した悪質な訪問販売から市民を保護する立場からの注意喚起について、確認いたします。

あわせて、火災から人命を守る立場からも警報器設置は重要ですが、現在、生活保護を受けている世帯、高齢者世帯、身障者世帯などへの費用面での支援策は整備されているのかをお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わりにします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 木村議員の行財政改革についての中身の、総合計画前期基本計画における財政計画の目標値のご質問にお答えを申し上げます。

当市の平成17年度決算を見ますと、地方交付税が、95億1,400万と決算総額の40.6%を占める状況にあります。臨時財政対策債9億1,000万を含めると、104億2,500万という数字になってございます。一方、市税は、49億8,900万と21.3%に過ぎず、地方交付税の占める割合が非常に高くなっているわけでございます。

地方交付税は、平成11年度には4団体合計で116億5,700万円、うち常陸太田市

が49億1,600万,金砂郷町が26億5,300万,水府村が21億7,500万,里美村が19億1,300万,これが交付されておきまして,平成17年度は臨時財政対策債を含めましても12億円を超える減額となっております。この地方交付税は,今後とも,地方財政計画の規模の抑制によりまして減額が予想され,また,市民税は,税源移譲により今年度大幅な増額となりますが,団塊の世代の退職などによりまして,現在の水準を維持することは難しいものと考えております。

今後も行政改革大綱に基づいて,職員給与等の経費節減には積極的に取り組んでまいりますが,経常収支比率の分母となります地方交付税の中の普通交付税や市民税の減額が予想されていますことから,前期基本計画におきましては,現状を維持することを目標値としてまいりました。そういう中で,この計画の中の施策の目標値というのが,経常収支比率で,現状が93.4%,目標であります平成23年度の数字が93.4%と掲げてございます。この比率を何とか維持したいというような考えで目標値を設定しているわけでございます。

なお,将来の公債費を削減するため,市債の借入額の抑制にも何回かご答弁を申し上げておりますが取り組んでおきまして,平成23年度末には市債残高を36億円程度減らしまして,年度末現在高が265億円,これを前期基本計画の目標としているところでございます。

今後も,地方交付税は不透明な状況であります,これらの目標値を達成いたしまして,現行の行政サービスの水準を維持してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長(高木将君) 教育長。

[教育長 小林啓徳君登壇]

教育長(小林啓徳君) 教育関係で4点のご質問のうち,1点目の家庭教育についてお答えをいたします。

最近の子供たちを取り巻く課題に対応するために,家庭教育の充実が重要でございます。当市における家庭教育の行政の主な支援施策を申し上げますと,新入学児童を持つ親を対象にした,専門講師による家庭教育講座を,各学校の新入生説明会の折,出前講座で実施しております。また,生涯学習センターにおきましても,みんなすくすく子育て講座を年に10回開催しておきまして,昨年は延べ235名の受講者がございました。このほか,P T Aと連携した家庭教育学習会や,各地区公民館においても家庭教育学級を実施しております。さらには,市民団体である青少年健全育成常陸太田市民の会とも連携をいたしまして,「親が変われば子どもも変わる運動」の推進,家庭の日をテーマとした講演会なども取り組んでおるところでございます。

今後とも,家庭教育の重要性にかんがみ,各団体との連携をさらに密にしながら,子育ての親を対象とした親学の学習機会,あるいは情報交換の場の提供に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の、児童生徒の生活習慣の確立についてでございますが、本県では、みんないっしょにマナーアップ推進事業を進めておりまして、当市でも、その運動を積極的に推進しながら、基本的な生活習慣の定着を目指しておるところでございます。子供の望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させることは、教育効果とも関連してまいりますので、各学校におきましては、学校マニフェストの中に具体的な内容を掲げ、根気強く指導をしておるところでございます。

しかしながら、児童生徒だけの指導ではおのずと限界があります。むしろ大人が、特に身近な親が、率先して実行するなど意識を変えていかなければ、より効果が期待できないものでございますので、PTAを巻き込んだ「早寝早起き朝ごはん」運動等を通して、あるいは地域の皆様のご協力をいただきながら、望ましい基本的な生活習慣の定着を目指していきたいというふうに考えております。

続きまして、3点目の、栄養教諭配置の促進についてのご質問にお答えをいたします。

近年、偏った栄養摂取などの食生活の乱れが指摘されておりまして、食の自己管理能力や望ましい食習慣を子供たちに身につけさせることが必要になってきております。このような状況の中で、食に関する指導の推進に中核的な役割を担う栄養教諭制度が創設され、本県では今年度、学校給食単独校に10名が配置されております。

平成18年度から平成20年度までの3年間、本県では栄養教諭配置研究期間と位置づけていることから、都市教育長会といたしましても、引き続き配置拡大について要望しておるところでございます。本市といたしましても、食育教育の重要性から、栄養教諭の配置を今後とも強く要望してまいります。

続きまして、4点目の、文部科学省の実施する全国学力・学習状況調査についてのご質問にお答えをいたします。

この調査につきましては、議員ご発言の目的によりまして、本年4月24日に行われることになっております。調査の対象とする児童生徒は、あるいは教科につきましては、小学校6年生と中学校3年生、それぞれ国語・算数、あるいは国語・数学の2教科について実施されます。あわせて、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査も実施されることになっております。

この調査結果でございますが、教育委員会に対しましては9月を目途に、全国、あるいは本県全体、そして本市における学校全体及び各学校に関する結果が提供されることになっております。なお、この調査により測定できる学力は特定の一部であるということ、あるいは序列化、過度な競争につながるおそれが考えられますので、公表については考えておりません。

教育委員会としましては、本市独自に組織しております学力向上推進委員会で結果の分析を、設問ごとに的確に行い、学習改善、指導法改善に生かし、学力向上を目指していきたいというふうに考えております。

なお、各学校には、文部科学省の方から、学校全体、あるいは学級、各児童生徒に關す

る調査結果が提供されることとなっておりますので、学校では、児童生徒一人ひとりに対して十分な分析を行い、学習改善に生かしていくよう指導してまいりたいというふうに考えております。

議長（高木将君） 消防長。

〔消防長 篠原麻男君登壇〕

消防長（篠原麻男君） 防火対策についてのご質問の中で、住宅用防災機器設置についてお答えいたします。

住宅用防災警報器の設置義務化の背景でございますが、近年、住宅火災において、逃げ遅れによる死者数が全国的に増加傾向で推移していることから、火災を早期に発見することによって、逃げ遅れを防止することを目的として、平成16年6月に消防法が改正されて、全国一斉、一律すべての住宅に、住宅用防災警報器の設置が義務づけられました。

当市においてもこれを受けまして、市民の生命、身体、財産を火災から守るために、常陸太田市火災予防条例の一部を改正し、住宅用防災警報器の設置方法や維持などについて定めたところでございます。新築住宅につきましては、昨年6月1日から既に義務化が開始されておりますが、それ以外の既存住宅につきましては、広く市民に普及啓発を図り、住宅用防災警報器に対する理解を得た上で義務化することが適当であると考慮しまして、平成20年5月31日までの2年間を猶予期間として設け、現在、普及啓発活動を積極的に実施しているところでございます。

具体的な普及啓発活動としましては、春と秋の火災予防運動に合わせて、市広報紙による周知、または市民生活ガイドに設置方法などの具体例を掲載しております。さらに、各種講習会等で設置推進リーフレットの配付、並びに住宅用防災警報器実物を展示するなど、市民に直接、機能や重要性を理解していただけるよう努力しているところでございます。

また、住宅火災による死者の約6割が65歳以上の高齢であるということから、災害時要援者であります高齢者世帯への普及啓発を図るため、地域に根ざしている消防団及び婦人防火クラブ、また、各地区の民生委員さんをお願いしまして、住宅用防災警報器義務化についての説明会を実施し、地域一体となった設置推進や、高齢者世帯をねらった悪質な訪問販売に対する予防対策についての連携協力をお願いしているところでございます。

今後は、多くの市民に住宅用防災警報器設置義務化の重要性を認識していただけるように、関係部課との連携体制をさらに強化しまして、住宅用防災警報器の設置推進施策の拡充を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりの構築を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 3の防火対策についての中で、住宅用の防災警報器の設置の補助といたしますか、支援策についてのご質問にお答えをいたします。

生活保護制度上の措置はございませんが、高齢者につきましては、おおむね65歳以上の低所得者のひとり暮らしの高齢者の方に対しまして、給付をしてきているところでございます。また、障害者の方につきましては、身体障害者手帳2級以上または療育手帳A以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な単身世帯の方に対しまして、給付をしてきているところでございまして、これは、いずれも常陸太田市の障害者等日常生活用具等の給付事業によりまして、給付をしているところでございます。

議長（高木将君） 1番木村郁郎君。

〔1番 木村郁郎君登壇〕

1番（木村郁郎君） ご答弁ありがとうございました。

防災対策についての住宅用防災警報器の設置の周知に関しましては、さまざまな機会を通して、市民の皆様の安心安全のために寄与していただきたいと存じます。

では、引き続き、財政関係と栄養教諭配置について、1点ずつの再質問をさせていただきます。

財政面においては、経済変動による財政変動に対応しながら、住民福祉の増進に寄与しなければならないという点が難しいところだと思います。しかし、経常的経費費目を構成する扶助費の中には、事前予防の観点から、将来的に節減につながる経費があるのではないかと考えるのですが、私たち市民にも力になれる施策として、どのようなことがあるかをお伺いいたします。

教育関係については、栄養教諭の配置促進を期待する立場から再質問いたします。

栄養教諭となるためには、大学での所要単位の修得による方法と、現職の栄養職員の方が、一定の在職経験を積み、県教育委員会が実施する講習にて単位を修得する方法があるかと思いますが、本市の栄養職員の方が栄養教諭免許状を取得することについて、現在どのようなお考えがあるかをお伺いいたします。

全国学力テストに関しましては、児童生徒の学力状況の把握、教育の成果を検証し、改善を図るという趣旨にのっとった教育結果の運用をお願いいたしまして、私の2回目の質問を終わりにいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 栄養教諭の配置について、再度のご質問にお答えを申し上げます。

議員ご発言のように、栄養教諭になるための資格でございますが、市町村費負担となっている学校栄養職員につきましては、栄養教諭免許状を取得し、県が栄養教諭として新規採用することによって、栄養教諭になることができます。そのためには、栄養教諭特別選考試験に合格することが必要になってまいります。本市におきましては、4名の学校栄養職員が、県から派遣されている者がおりますけれども、そのうち3名については既に受講中でございます。1名については、既に選考試験を実施いたしております。

以上のような状況でございます。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 再度のご質問にお答えを申し上げます。

扶助費につきまして、どういうものがあるかということでございます。特にこの扶助費につきましては、義務的経費ということで、難しいというふうに考えてございます。そういう中で、特にということであれば、医療扶助費関係で、健康づくり等の扶助費というのが考えられると思います。

以上です。